

## 社会福祉法人関市社会福祉協議会 会員規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人関市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第19条の規定に基づき、本会の目的に賛同し、目的達成のために援助を行う会員について、必要な事項を定めることを目的とする。

(会員)

第2条 会員は、社会福祉に関心をもち、本会の趣旨に賛同する次の会員とする。

- (1) 一般会員
- (2) 賛助会員
- (3) 特別会員

2 会員は、次の各号に掲げる権利を有する。

- (1) 毎事業年度の事業に係る計画および結果について報告をうけること
- (2) 毎会計年度の予算および決算について報告を受けること
- (3) 本会の業務運営に関し、必要な場合は書面をもって意見を述べること
- (4) 本会が発行する機関紙等の配布を受けること
- (5) 本会が主催する大会およびその他の行事への参加ならびに各種講習会等を受講すること
- (6) 本会が管理する文書の公開を請求すること
- (7) その他、本会会長が会員の権利として認めること

(会費)

第3条 会員は、会費を納入するものとする。会員の会費は年額とし、次の区分によるものとする。

- (1) 一般会費 800円以上
- (2) 賛助会費 3,000円以上
- (3) 特別会費 7,000円以上

(会員証)

第4条 本会は、会員に対し会員証を交付する。

(退会)

第5条 会員は、次の事項に該当した場合は、退会したものとする。

- (1) 退会の申し出があったとき
- (2) 本会の地域外へ転居したとき
- (3) 会員が死亡したとき（後継者が入会の意思表示を示した場合を除く）または解散したとき

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附則

1. この規程は、昭和57年4月1日から施行する。
2. 従前の関市社会福祉協議会々員規程は、これを廃止する。
3. 改正後の規程は、平成10年4月1日から施行する。  
(平成10年3月27日 議案第8号)
4. 改正後の規程は、平成27年7月15日から施行する。  
(平成27年7月15日 議案第2号)